

特別警戒体制設置要領

(目的)

第1条 本要領は、岡山県災害対策実施要綱に基づき、相当規模の災害が発生し、又はそのおそれがあると認められる場合に設置する特別警戒体制についての細目を定め、同体制への迅速な移行による的確な防災対策の推進を図ることを目的とする。

(特別警戒体制の設置の基準)

第2条 特別警戒体制を設置する事案毎の基準は原則として別紙1に定めるところとするが、当該基準に該当しない場合でも、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときには、特別警戒体制を設置することができるものとする。

(組織)

第3条 特別警戒体制の組織及び業務は、別紙2及び別紙3のとおりとする。

2 特別警戒体制時における総括責任者は、本庁にあっては危機管理監、県民局にあっては地域防災監、地域事務所にあっては地域事務所長とする。

なお、総括責任者に事故あるときは、総括責任者があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

3 特別警戒体制時には、本庁、県民局及び地域事務所に「特別警戒室」（以下「警戒室」という。）を置く。警戒室には、別紙2及び別紙3に定める班及び班長を置く。

4 特別警戒体制時には、班長及び班員は警戒室に集中配備し、情報を共有化し、迅速・的確な防災業務を推進する。

5 特別警戒体制時には、本庁にあっては別に定める「危機管理チーム」の招集を行う。

(特別警戒体制設置の決定)

第4条 職員又は警戒体制の責任者は、事案の状況が第2条に定める基準に達したと認められるときは、直ちに総括責任者に状況を報告するものとする。

2 前項の報告を受けた地域事務所長は、直ちに地域防災監に報告のうえ、特別警戒体制の設置について協議を行う。

3 地域防災監は、前2項の報告を受けたときは、県民局長の了承を得て、危機管理監に特別警戒体制の設置を上申する。

4 危機管理監は、第1項の報告若しくは前項の上申を受けたとき又は自ら必要と判断したときは、担当部局長と協議したうえで、知事の了承を得て、特別警戒体制の設置を決定する。なお、緊急を要する場合には、設置後に報告することができる。

5 前項の決定は、別紙1に定める基準及び被害の状況に応じ、県民局ごとに行うものとする。ただし、本庁にあっては、前項の決定を行った場合は、上申の有無にかかわらず、特別警戒体制を設置するものとする。

(特別警戒体制解除の決定)

第5条 危機管理監は、特別警戒体制の設置基準が解消されたときには、担当部局長と協議し、特別警戒体制を解除するものとする。

(特別警戒体制設置又は解除の伝達)

第6条 特別警戒体制の設置又は解除が決定されたときは、危機管理課は直ちにその旨を関係部所に伝達するとともに、特別警戒体制を設置又は解除する県民局及び地域事務所に伝達する。

(職員の通報)

第7条 本庁、県民局及び地域事務所の職員は、第2条に定める基準に該当する状況を知り得た場合には、速やかに危機管理課に通知するものとする。

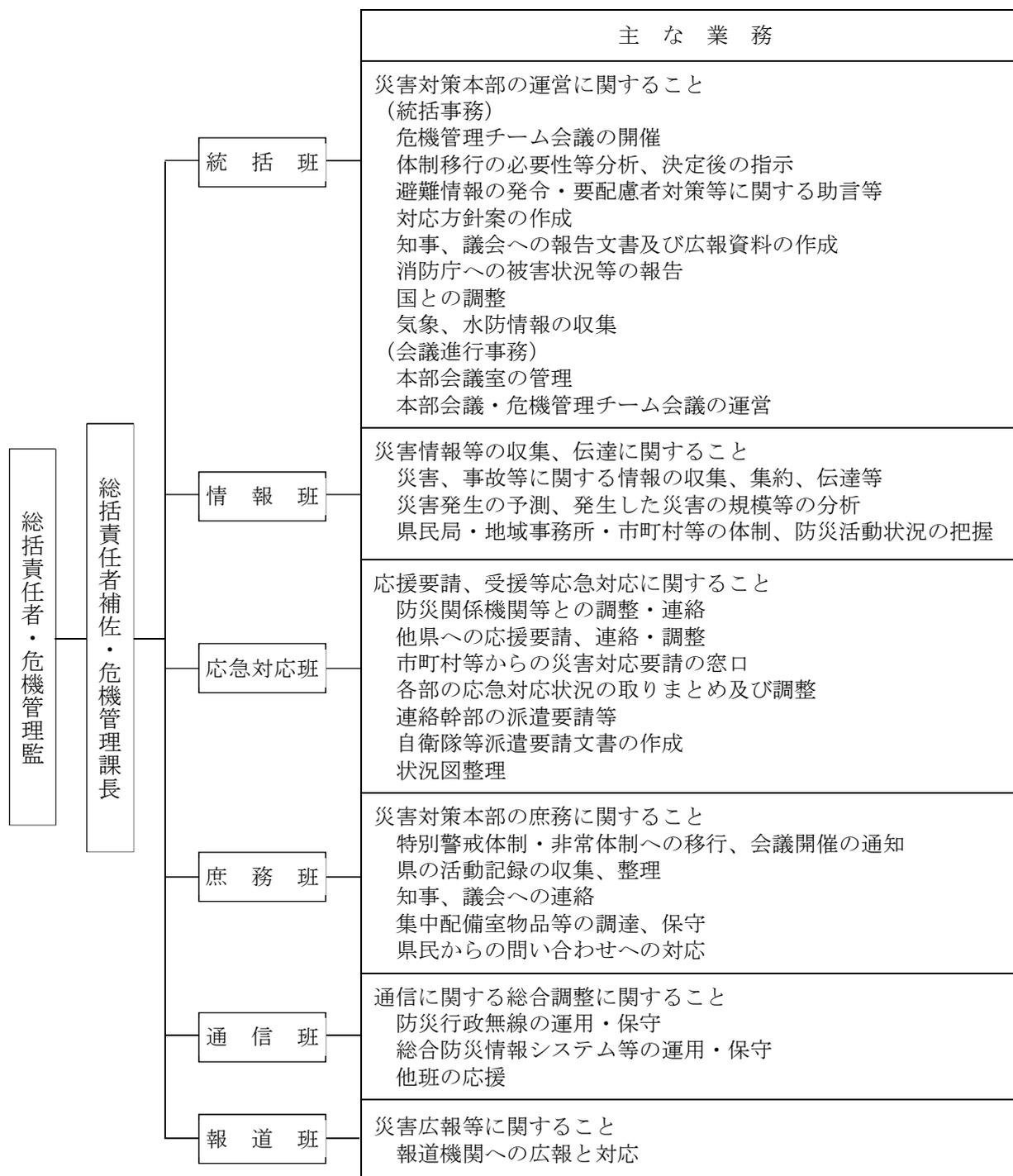
- (附則) この要領は、平成11年5月31日から施行する。
- (附則) この要領は、平成16年2月2日から施行する。
- (附則) この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- (附則) この要領は、平成19年8月1日から施行する。
- (附則) この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- (附則) この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- (附則) この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- (附則) この要領は、平成25年8月30日から施行する。
- (附則) この要領は、平成27年3月31日から施行する。
- (附則) この要領は、令和2年3月31日から施行する。
- (附則) この要領は、令和4年4月1日から施行する。

防 災 ・ 危 機 管 理 配 備 体 制

| レベル | 配備体制 | 風水害 | 地震・津波 | 原子力災害 | コンビナート災害 | 火災・危険物事故等 | 海上における災害 | その他事案 |
|-----|-------------------------|--|--|---|--|--|--|--|
| 1 | 注意体制 | ○大雨・洪水注意報 ○大雪警報 | ○津波注意報 | ○協定第9条事象及び同レベルの事故 昭和54年7月に岡山県、旧上斎原村(現鏡野町)及び事業所の3者で締結した協定第9条によると「法令で定める値を超えた被ばく又は環境への放出があったとき」など5項目で、いずれもすぐに付近住民などが被ばくすることはないと考えられるが、その後の経緯によっては、拡大するケースも考えられることから、注意体制とする。 | ○拡大の恐れのない軽易な事故等 原課による配備で情報収集等を行う。 | ○相当規模の火災・事故等 相当規模の火災や事故等が発生した場合に、注意体制をとる。 ・ 注意体制、警戒体制のどのレベルの体制をとるかは、担当部局対応担当課長と危機管理課長が協議し決定する。(林野火災は、別途定める。) ・ 関係のある部課の職員を必要数配備する。 ・ 主として情報収集連絡活動を行い、状況によっては更に上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。 | ○本県海域で油等危険物の流出事故の発生の情報を知ったとき | ○相当規模の火災・爆発、有毒ガス漏洩、油流出等及び放射能・生物・化学事案等の発生、その他 |
| 2 | 警戒体制 | ○大雨・洪水・高潮警報 ○暴風・暴風雪警報 | ○震度4 震度4で緊急初動班(第1次班)が参集し、本来の職員が警戒体制につくまでの間、情報収集などの体制をとる。 ○南海トラフ地震臨時情報(調査中) | ○地域防災計画(原子力災害等対策編)に係る情報収集事象及び警戒事象に該当する場合 | ○第1次防災体制 特に関係のある部課の職員の少人数を配備し、各部課で定めた要領等に基づく防災活動を実施する。 | ○拡大のおそれがある火災事故等 火災・事故等の被害が拡大するおそれがある場合に、警戒体制をとる。 | ○大量の油等危険物の流出事故が発生し、県の沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき | ○上記のうち、次の各号のいずれかに該当する場合 ①大規模又は複合的で拡大のおそれがある場合 ②人為的かつ作為的に引き起こされた可能性がある場合 |
| 3 | 特別警戒体制 危機管理 チーム統括 | ○相当規模の被害の発生又はそのおそれがある場合 ※ 暴風・大雨・洪水・高潮・水防警報のいずれかが発表され、次の各号のいずれかに該当する場合 ① 岡山県の区域の一部が台風の12時間後進路予報内に入り、相当規模の災害が発生するおそれがある場合 ② 河川水位が氾濫危険水位(危険水位)を超えるおそれがある場合 ③ 土砂災害警戒情報が発表されている地域に、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ その他、上記基準以外でも相当規模の災害が発生し又は発生するおそれがある場合 | ○津波警報 ○震度5(弱) 震度5(弱)で緊急初動班(第1次班及び第2次班)が参集し本来の職員が特別警戒体制につくまでの間、情報収集などの体制をとる。 被害の程度がかなり大きいと予想されるため、特別警戒体制とする。 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) | ○原災法第10条事象 原子力災害対策特別措置法第10条の通報事象は、事業所境界線で5マイクロシーベルト/時間以上を観測するなどの事象で、付近住民にすぐに被害が及ぶ事象ではないが、国への通報が義務付けられていることなどから特別警戒体制とする。 | ○第2次防災体制 上記に加えて、災害等の状況の推移に伴い直ちに総合防災体制に切り替え得る特別警戒体制とする。 | ○相当規模の被害の発生又はそのおそれがある場合 | ○大量の油等危険物の漂着等が認められるとき | ○相当規模の被害の発生又はそのおそれがある場合 ・ 特別警戒体制への移行は、担当部局長と危機管理監が協議し、知事の下承を得て決定する。 ・ 災害応急対策に関係のある部課の所要人員をあらかじめ配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。 ・ 非常体制への移行は知事の指示による。 |
| 4 | 非常体制 災害対策 本部統括 | ○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合 ① 特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪)が発表された場合 ② その他、上記基準以外でも甚大な被害が発生し又は発生するおそれがある場合 | ○大津波警報 ○震度5(強)以上 震度5(強)以上で緊急初動班(第1次班及び第2次班)を含め、原則として職員全員が参集する。 県下広範囲に被害が発生すると予想されるため、非常体制とする。 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) | ○原災法第15条事象 原子力災害対策特別措置法第15条の事象は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、国の担当副大臣がオフサイトセンターへ出向、指揮をとって対応するレベルであり、非常体制とする。 | ○総合防災体制 石油コンビナート等防災計画に基づき、現地本部に必要な人員を配備し、現地本部業務を行うとともに、総合防災体制により災害対策を実施する。 (庁内に本部室を設置して対応) | ○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合 | ○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合 | ○甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合 |

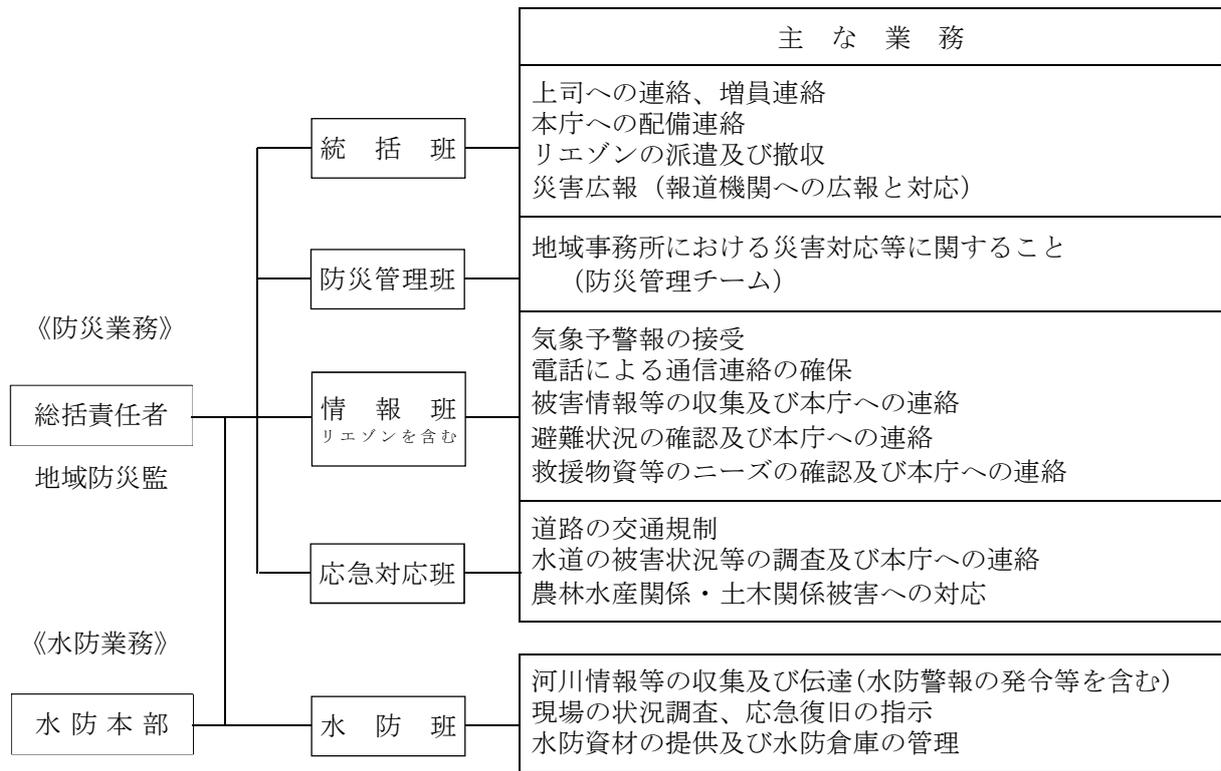
特別警戒体制の組織及び業務

本庁
《防災業務》



※各業務内容については基本的内容であり、詳細は各班長の指示によるものとする。

県民局



地域事務所

